

天名型コミュニティ・スクール 2021

鈴鹿を愛し、子どもの学びと安全・安心を支え、絆で育む鈴鹿の教育（基本理念）

令和3年度 鈴鹿市立天名小学校

1 基本的な考え方

- (1) 学校・家庭・地域が協働した教育活動の継続的な改善
- (2) 「学び」と「安全・安心」の地域ネットワークによる学校支援

2 学校での取組

- (1) 「学校運営協議会」により、家庭・地域と協働して進める学校運営
- (2) 地域ボランティアを活用した教育活動の充実
- (3) 地域活動への貢献
- (4) 学校長による学校運営協議会担当教員の指名と校務分掌への位置付け
- (5) 学校・家庭・地域の三者の「熟議」による学校運営の継続的な改善

3 教育委員会の支援

- (1) コミュニティ・スクール研修会
- (2) 地域コーディネーター連絡会

4 具体的な活動（予定）

- (1) 学校：地域行事等への児童・職員の参加
 - ①環境美化活動 クリーンタウン天名
 - ②福祉活動 ワークキャンプ，ママポケット
 - ③伝統芸能や祭り 天名こども相撲，天名音頭，天名ソーラン
 - ④地域行事 御菌ふれあい朝市（7月～），天名町民大運動会（5月）
天名夏まつり（8月），天名マイふれあいフェア（10月）
天名町民文化祭（11月）
- (2) 保護者・地域：学校支援ボランティアへの参画，学校行事への参加
 - ①学習支援活動 読み聞かせ，学習ボランティア，稲作・畑作の指導・協力
 - ②安全・安心活動 登下校時の見守り活動，子どもを守る家，交通安全教室
 - ③環境整備活動 環境ボランティア
 - ④防災教育活動 いのちを守る防災教育

5 学校運営協議会

天名小学校学校運営協議会 会則

(名称・事務局)

第1条 本会は、「鈴鹿市立天名小学校学校運営協議会」と称し、事務局を天名小学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、学校が保護者や地域住民の意向を把握し学校教育に反映するとともに、家庭や地域社会と連携・協力して、子どもの健全育成等に向けた具体策や学校への協力依頼について協議し、様々な活動を計画し、地域ぐるみで子どもの成長を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 学校教育活動に対する意見交換・情報交換
- (2) ふれあい活動等を通じた人間関係づくり
- (3) 校区における日常的な、きめ細かな情報網の確立

(委員・役員)

第4条 本会は、天名小学校区内の各種団体の代表によって構成する。

- 2 組織及び委員は、別に定める。
- 3 委員は、学校長が推薦し、教育委員会が任命する。

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 幹事

第6条 役員は、次の職務に当たる。

- (1) 委員長は、会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のある時は、その職務を代行する。
 - (3) 幹事は、委員長の指示を受け、会の事務を処理する。
- 2 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(地域コーディネーター)

第7条 本会事務局に地域コーディネーターを置く。

- 2 地域コーディネーターは、学校長が委嘱する。

第8条 地域コーディネーターは、学校支援ボランティアの募集、ボランティアとの連絡調整、情報発信、学校支援活動の取りまとめなどを行う。

(会議)

第9条 本会は、年度初めに第1回会議を招集する。また、委員長が必要と認めた時は、委員長がこれを召集する。

- 2 会議は、委員長が議長を務める。

第10条 この会則の改正は、毎年度初めの会議で審議の上、行うものとする。

附 則

- この会則は、平成23年(2011年)4月1日から施行する。
この会則は、平成25年(2013年)5月28日から施行する。
この会則は、令和2年(2020年)6月12日から施行する。
この会則は、令和3年(2021年)5月6日から施行する。